

中間年評価について（案）

評価の根拠	評価項目
<p style="text-align: center;">中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）</p> <p>第13 交付金交付の評価</p> <p>1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。</p> <p>2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。</p> <p>3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、<u>中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。</u></p> <p>4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、<u>中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">中山間地域等直接支払制度中間年評価</p> <p>1 集落等の取組状況・交付金に係る効果等</p> <p>(1) 集落協定</p> <p>① 集落協定の概要</p> <p>② <u>集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況</u></p> <p>③ <u>農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況</u></p> <p>ア 耕作放棄の防止等の活動 イ 水路・道路等の管理活動 ウ 多面的機能を増進する活動</p> <p>④ <u>自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況</u></p> <p>ア 農用地等保全マップの活動 イ 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動</p>
<p style="text-align: center;">中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）</p> <p>第17 交付金交付の評価</p> <p>1 実施要領第13の1の「<u>交付金の評価</u>」は、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 中間年評価は、<u>市町村が行う平成24年度の実施状況の確認に併せて行い、平成25年6月末までに実施する。</u></p> <p>(2) 最終評価は、<u>平成26年8月末までに実施する。</u></p> <p>2 評価は、<u>集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。</u></p> <p>3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の（3）、（4）、（6）及び（7）の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(2) 個別協定</p> <p>① 個別協定の概要</p> <p>② 農業生産活動等として取り組むべき事項の達成状況</p> <p>2 成果と課題</p>